

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	ヌエバ・ビスカヤ州の有機・減農薬農産物生産者の生計向上。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>(イ) フィリピンにおける一般的な開発ニーズ</p> <p>フィリピンでは、国家の持続的な経済成長が課題になっている。フィリピン開発計画(PDP)¹においても環境、自然資源の保全、修復が重要課題の一つとして挙げられ、1,500万ヘクタールの森林地確保を目標に掲げているが、焼き畑、違法伐採などで森林荒廃が深刻化している。特に水源を擁する森林の保護と農地として利用されている傾斜地の持続可能な利用の推進は急務である。</p> <p>(ロ) 事業背景</p> <p>申請団体は2008年1月から当該資金協力の支援を得て、3年に渡り参加型森林保全事業を実施した。裨益農民は等高線耕作など水源地の環境保全に重要な持続可能な農法を習得し、環境保全型農業技術を地域に移転する役割も果たした。等高線耕作で造成した農地は、台風飛来にも土砂崩れの発生はなく、自然災害の防止にも貢献している。</p> <p>対象地域は中山間地のため、多くの農民は1ヘクタール未満の狭く痩せた土地で生産しており、農業以外に主要な収入源を持たない。農産物は仲買人に低い価格で買い取られ、高地の農民は土地を担保にできないことから、仲買人や非正規の金融業者から高利率で生活費、農業生産資金を借りている。収入は高額な借金の返済に充てられ、家計はひっ迫している。日雇労働で農業生産資金を得る農民もいるが、その間は耕作できないため、定期的な生産ができず安定した収入が得られない。既存の仲買人の存在などから販路を農民が構築するのは難しく、貧困状態から脱却できない状況にある。</p> <p>参加型森林保全事業で持続可能な農法を習得し、自主的に販売活動を始めた農民が中心となって試験的に直販を行ったところ、接客方法、販売記録の付け方が分からない、交通機関を利用した農産物運搬費により収益が約半分となる、販売利益が出る生産規模のためには、栽培技術や施設、機具が不足しているなどの課題が明らかになった。レストランなどの法人顧客は、見た目の良い商品を求めており、病害虫を防ぐなど農産物の質向上も求められている。また、対象州と同様に中山間地農業の盛んな近隣州では、農薬、化学肥料の多投による環境問題、健康被害が顕在化しており、環境に配慮して農業開発を進める必要がある。</p> <p>対象地域において、これらの課題を克服するには、環境保全型農業の普及、定着とマーケティングを通じた農民の生計向上が強く求められている。</p>
(3) 事業内容	<p>本事業は、ヌエバ・ビスカヤ州の8村で過去の事業により環境保全型農法を習得した約100世帯のモデル生産者を対象とする。すでにグループで活動している対象生産者の組織能力強化を図り、将来的に、この生産者組織が核となり、8村で現行農法を営む全1,590世帯のうち、環境保全型農業への移行を希望する世帯に知識や技術を移転する。</p> <p>(イ) 有機・減農薬農産物販売ルートの構築</p> <p>【消費者への直売振興】</p> <p>過去の事業で、直販会、地元レストランでの有機・減農薬農産物試食会の開催、試験的卸売などを行い、直販経路の模索、消費者－生産者間の顔の見える交流を行った。こうしたイベントの定例化、取引の定期化、生産者・農産物に対する信頼性確立を目指し、常勤の日本人・現地人スタッフと対象生産者が主体となり直販を振興</p>

¹ Philippines Development Plan 2011-2016 (<http://www.neda.gov.ph/PDP/2011-2016/default.asp>)

する。有機・減農薬農産物への関心と需要の高い購買層が比較的多いマニラや近郊の大都市バギオでの販売も視野に入れ、潜在的取引先とネットワークを構築する。

【有機・減農薬農産物の広報】

常勤の日本人・現地人スタッフの支援は、事業期間中を通して行われる。地元ラジオ番組や新聞、パンフレットなどの配布、各種イベントを通じ、食の安全、有機・減農薬農産物に関する情報などを発信する。消費者教育として、教育省の協力の下、子供を持つ大人や就学年齢児童を対象に、食の専門家による食育教育を実施する。

【輸送・格納の支援】

販路拡大、商品の品質確保、流通コスト削減のため、輸送車両の確保、小規模集荷場のレンタル、簡易冷蔵施設の設置などを支援する。

(ロ) 収益性の高い有機・減農薬農産物の生産

上記日本人・現地人農業専門家の指導の下、事業期間中、以下の活動を行う。

【農産物生産基盤の強化と消費者の求める農産物の栽培】

今まで栽培してきたニンジン、マメ、セロリなどに加えて、消費者の需要を反映し、かつ生産者にとって収益性の高い品揃え（ゴボウ、オクラなど）を目指し、消費者嗜好、価格調査を行う。調査結果に加え、農産物の安定的供給と品種の多様化を考慮して栽培品目・量・頻度を決定する。対象生産者は、作付け計画策定、作付け計画に沿った栽培法を学び、必要な農機具導入の支援を受ける。

対象8村から選出した2村にモデルビニルハウスを建設する。ハウス栽培により、病害虫や天候による農作物への影響を低減することで収量の安定化と品質の向上を目指す。栽培時期をずらし、露地栽培農産物が供給薄となる時期にトマト、キュウリ、ナスなどハウス産の農産物を収穫、販売し、収益の増加を図る。また、地方自治体からの資金、人材、資材提供を通して、地域住民が中心となり、小規模灌漑施設を建設、安定した農産物供給を強化する。

【信頼性の確立】

消費者の農産物に対する信頼性構築を目指し、いつ、どこで、誰が、どのように生産したかを表示する仕組みを確立する。そのために必要な生産記録の作成や生産情報の開示に関する研修を実施する。

(ハ) 生産者の能力向上

【マーケティング、経営に関する能力強化】

日本人・現地人農業専門家、有機・減農薬農産物の流通・販売に関わった各種講師（約5ヶ月）によるマーケティング、農業経営研修を実施する。販売分析結果や販売活動での課題、問題点などを生産者間で共有、解決策を検討する定期会議の開催など、対象生産者自身が活動を展開することを目指した能力開発を行う。

【農産物栽培技術に関する能力強化】

日本人農業専門家による、有機・新規作物栽培技術、農機具の適正利用法、ビニルハウス建設・管理などの研修を通じ、対象生産者は栽培技術を習得する。

【生産者グループの組織能力強化】

輸送車両や冷蔵設備、農機具など共有資機材の維持管理費の捻出等を目的に、対象生産者グループに常勤の日本人専門家（約3ヶ月）、現地人専門家（約7ヶ月）が資機材管理の技術指導を行う。組織や農業経営の知識を深め、共同利用・管理能力、モニタリング、経営能力の向上を図る。

	<p>(二) 生産環境整備に向けた地方自治体、関連機関との連携</p> <p>各町・村議会の年間投資・活動計画や町長室予算に事業費の一部を負担する予算(資金、技術供与、資機材等)を盛り込むなど、生産者と地方自治体が主体となった事業実施体制を構築する。また、地方自治体、州農業省、貿易産業省などの機関から専門家を派遣して技術指導、定期モニタリングを行うなど、生産者と地方自治体、関連機関との協力・連携を促進し、行政支援によるコミュニティレベルでの持続可能な活動実施体制を作る。</p> <p>【参考】</p> <p>第1年次に農業協同組合を立ち上げる。法に則った登録により行政支援を受けられるよう、第3年次完了時に組合登録することを目標に、第1年次に登録条件などハードルが高く、複雑な登録手続きに関する能力強化を行う。第2・3年次に対象生産者にマーケティング、農業技術、組織能力強化研修を継続、輸送車両などの共有資材・施設を生産者自身が維持管理する体制構築を支援する。</p>
(4) 持続発展性	<p>事業を通じ、以下のように住民と地域行政の能力が向上し、持続性を確保する。</p> <p>(1) 研修や販売促進、取引先の開拓活動を通じて経験と能力を培った対象生産者グループが中心となり、マーケティング活動を展開する。</p> <p>(2) 対象生産者グループが、対象地で農業協同組合の先駆者として、施設建設、栽培、管理、経営に係る知識や技術を対象生産者以外の生産者に移転、普及する。</p> <p>(3) 生産者と地方自治体を中心となって事業を実施する体制を確立し、対象生産者グループが運搬車両、資機材の維持管理を担う。</p>
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<p>期待される成果：</p> <p>1) 対象生産者の生計が向上する。</p> <p>2) 有機・減農薬農産物の仲買人だけに頼らない新たな販売ルートが発掘される。</p> <p>3) 収益性の高い有機・減農薬農産物が環境保全型農法で生産される。</p> <p>4) 対象生産者の有機・減農薬農産物のマーケティングに関する知識・能力が向上する。</p> <p>5) 生産環境整備に向けた地方自治体、関連機関との連携が深まる。</p> <p>6) 対象生産者約100世帯が他の生産者に技術や知識を普及する。</p> <p>成果を測る指標：</p> <p>1) 第1年次事業終了後3年後に対象生産者の有機・減農薬農産物の収益が倍増する。借金が軽減され、子供の学費や食費などが確保できるようになる。</p> <p>2)-1 対象生産者が主体となり、有機・減農薬農産物の即売会が対象州内や近郊の都市で少なくとも15回(毎月1回、イベント参加3回)開催される。</p> <p>2)-2 対象州内外の、最低10か所の取引先で有機・減農薬農産物の委託販売が行われる。</p> <p>3) 対象8村において、対象生産者約100世帯のうち少なくとも8割が付加価値の高い、又は消費者の需要の高い品種の有機・減農薬農産物を生産する。</p> <p>4)-1 対象8村の約100世帯の対象生産者がマーケティング・農業経営研修の8割に参加する。</p> <p>4)-2 対象8村の約100世帯の対象生産者が、販売活動で発生した課題、経験、問題点を共有し、解決策を検討する定期会議の8割に参加する。</p> <p>5)-1 必要な資金、人材、活動が各町・村議会の次年度の年間投資・活動計画に盛り込まれる。</p> <p>5)-2 地方自治体、関連機関と定期会合が4回(4半期に一度)開催される。</p> <p>6) 対象8村において、約100世帯の対象生産者が年間約100世帯の生産者に技術、知識を移転する。</p>